公営住宅法 (昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

静岡県住宅供給公社理事長 矢 野 弘 典

- 1 小山町に代わって町営住宅及び共同施設(以下「町営住宅等」という。)の管理を行う者 静岡県住宅供給公社
- 2 小山町に代わって管理を行う町営住宅等の名称 小山町営住宅条例(平成9年小山町条例第15号)別表左欄に掲げる名称
- 3 小山町に代わって行う町営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。)による町営住宅等の管理を行うこと。

ただし、法第47条第3項に掲げる権限のうち第1号の一部(法第22条第1項の規定により特定の者を 町営住宅に入居させること。)を除くものとする。

- (2) 町営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。
- 4 小山町に代わって町営住宅等の管理を行う期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで